

保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応通知に係る説明動画

被害を受けたと思われる 児童への接し方

「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/no_sexual_violence.html

北海道大学名誉教授，立命館大学招聘研究教授
理化学研究所理事

仲真紀子

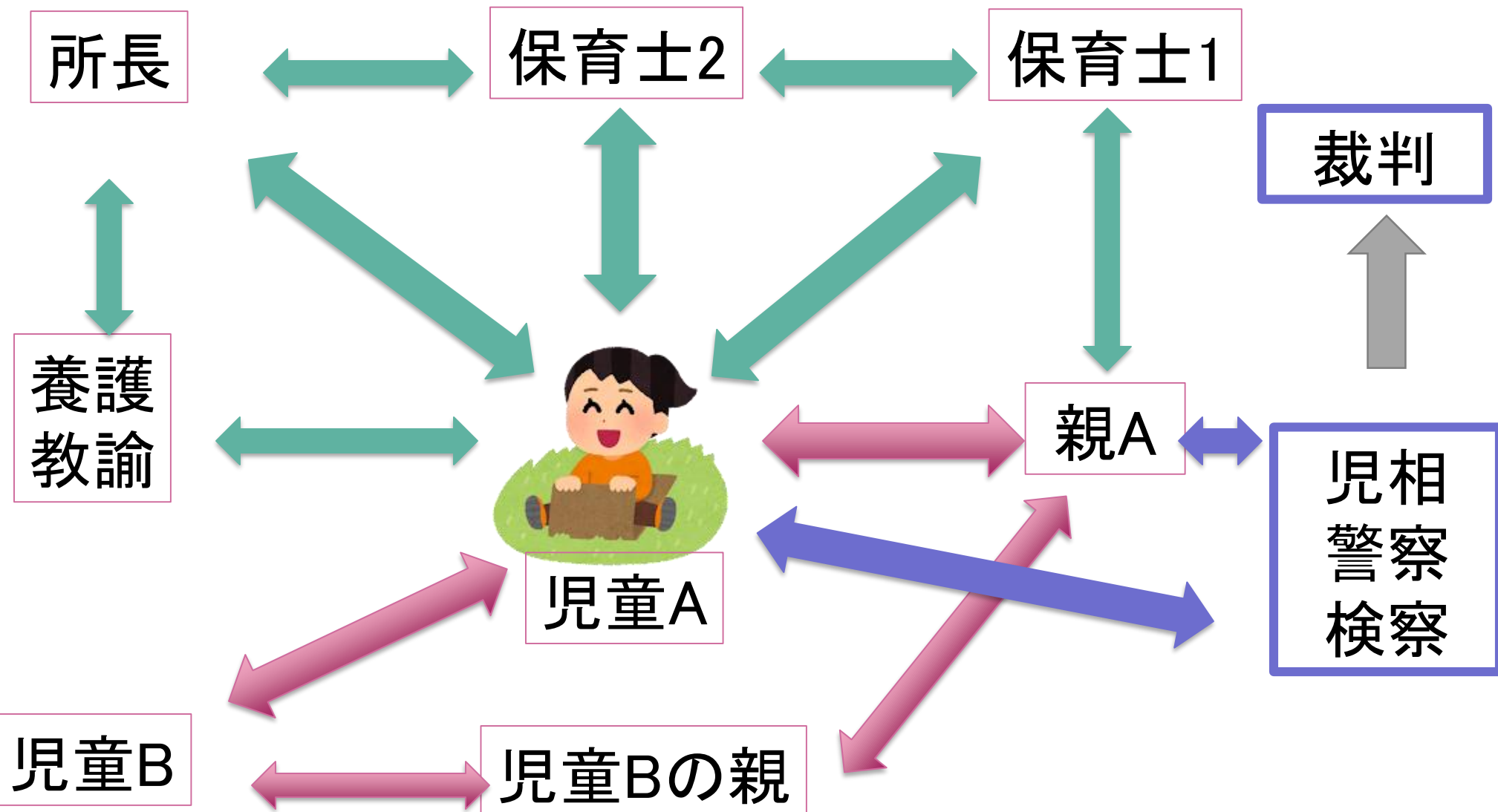
1. 事実調査の問題

2. 児童からの聴き取りを行う 上での注意点

1. 事実調査の問題

- ① 面接の繰り返し
 - ② 正確な記録の欠如
 - ③ 仮説追求型の面接
 - ④ 被暗示性
 - ⑤ 精神的二次被害
- 協同面接・代表者聴取

①面接の繰り返し・②正確な記録の欠如



③ 仮説追求型の面接

親 : ××先生に叩かれたことある？

児童 : …

親 : ちゃんと話して。××先生，叩くの？

児童 : …

親 : ××先生，叩いたかな。

児童 : うーん，あたった，かな？

親 : そうか，叩いたのね。

問題を導入

クローズド質問

繰り返し

言い換え

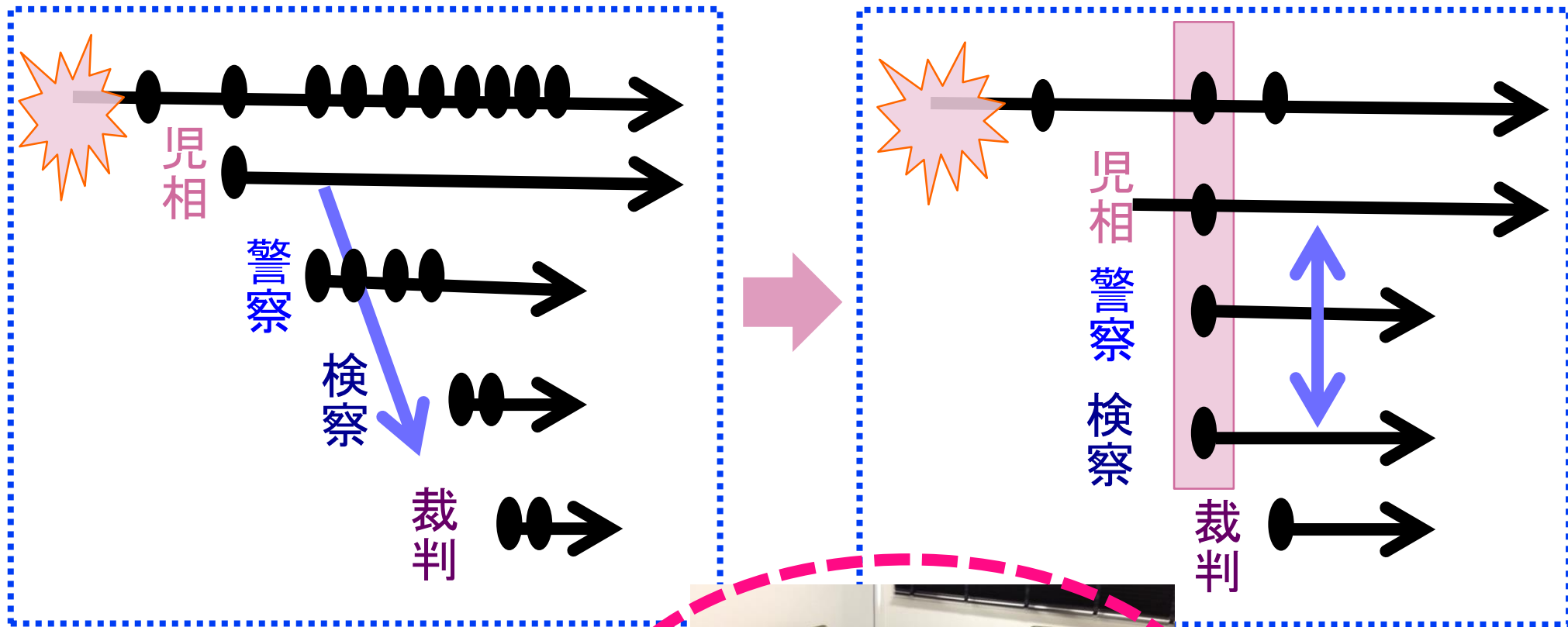
④ 記憶の変容

不正確な報告

⑤ 精神的な

二次被害

協同面接・代表者聴取



2. 児童からの聴き取りを行う 上での注意点

- ① 2. 保育所等における発生時の対応 p.6-7
- ② (1)雇用主又は施設長等による都への報告 <児童からの聴き取りを行う上での注意点> p.7
- ③ (参考)児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例 p.24
- ④ (2)保護者等への報告<保護者等に留意していただきたい事項(例)>p.10
- ⑤ (参考)保護者等への報告に際して渡すメモの例 p.25

① 2. 保育所等における発生時の対応（基本指針を踏まえた対応より）
児童からの聞き取りを行う上での注意点 p.6-7

1. 静かに話せる環境を用意する。
2. 打ち明けられた場合は「ありがとう」と伝える。
3. 何回も尋ねたり，児童が話す以上のことを聴き出そうとしない。児童の話すままの言葉を注意深く聴き取り，職員の言葉とともに逐語的にそのまま記録する。
4. 可能であれば録画・録音する。
5. 会話をした経緯，日時，場所を正確に記録する。特に，いつ，どこで，自身が何をしているときに，誰(児童)が，何と言ってきたのか(逐語的な内容)，そのあと自分はどういう行動をとったのか(言葉，行動)，児童はどうしたのかを正確に記録する。
6. 職員の懸念とこの記録を速やかに施設長等又は雇用主へ報告する。

②<児童からの聞き取りを行う上での注意点> p.7



1. 児童のペースで聴く。児童が話すこと以上のことを聴き出そうとせず、話すままの言葉を注意深く聴き取る。
2. 暗示や誘導をしない。
 - ○「何かあったかな」
 - ○「うん、それで?」「そのあとはどうなった?」
 - ○「(児童の言葉)のことを話して／もっと話して」
 - ×「はい」「いいえ」で答える質問(含まれる情報が誘導になる)
 - ×「いつ」「なぜ」「何回」「何人」などのWH質問は難しい
3. 児童が「誰にも言わないで」と話した場合には、「どうして言わない方がいいかな」などと理由を話してもらう。その上で、「安心して暮らしてほしいから、一緒に考えさせて」と説明する。
4. 聞き取りを行う者は、感情をあらわにしない。ショックや嫌悪感、怒りを表情に出したり、安易な同情や加害者の非難はしない。

オープン質問

③(参考)児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例 p.24

- 児童:ねえ先生, お話を聴いて。
- 職員:〇〇ちゃん, どうしたの?(職員から情報を出さない)
- 児童:◇◇先生から変なことされたの。
- 職員:あっちの部屋でその話を聴かせてくれるかな?(静かな部屋, 録音録画)
- =====
- 職員:お話ししてくれてありがとう。(感謝)「変なことされた」って, 何かあった?(児童の言葉, 自発的に)
- 児童:昨日のお昼寝のときに, ◇◇先生が触ってきたの。
- 職員:そう。それからどうなった?(何回?何時ごろ?怖かった?などの詳細は聞かない)
- 児童:びっくりして目を開いたら先生と目が合って怖かった。このことは誰にも言わないでね。
- 職員:言わない方がいい理由があったら教えて。(約束でなく理由を)
- 児童:恥ずかしいの。
- 職員:そうか, でも, 話してくれたこと, とっても良かったよ。〇〇ちゃんが安心して保育園に来られるように, 園長先生やおうちの人とも一緒に考えさせてね。(秘密にしない)
- 職員:〇〇ちゃんが安心できるようにって思っているよ。またお話したくなったら聴かせてね。(その後, やりとりの日時場所, やりとりをありのままに記録)

④<保護者に留意していただきたい事項(例)> p.10

1. 児童の記憶は汚染されやすい。親の不安や怒りが児童にさらなる負担をかけることがある。そのため、児童から話してこない限り、出来事には触れないようにする。

2. 児童から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしない。児童が話した言葉は逐語でメモし、その会話があった日時、場所とともに正確に記録する。

3. 今後、警察、区市町村、東京都とも連携して事実確認を行っていく。把握した事実は保護者と共有する。
4. 保護者が所轄警察署に被害届を提出した場合には教えてほしいと伝える。
5. 保育所等における対応者を一本化する。
6. 事案を開示する場合には児童や保護者の意向も踏まえていく。

保護者の方におかれましても次の事項にご配慮又はご承知おきいただけますと幸いです。

1 お子様との接し方について

この度のようなことがわかると、保護者を含めた周囲の大人は動揺し、何があったのか、お子様の傷つきはどうかなどをお子様自身から聞きたくなりますが、お子様は保護者の方の不安の気持ちを敏感に感じ取り、保護者を不安にさせたことで更にお子様の不安も増大することがあります。

また、出来事について繰り返し尋ねられると、お子様の記憶に影響する可能性があります。お子様の不安や動揺を少しでも軽減するため、お子様とのお話に当たっては、次のような対応をお願いします。

- できるだけ平静を装い、出来事には触れないようお願いします。
- お子様から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、質問やコメントはお控えください。また、お子様の話した言葉を逐語でメモし、日時、場所とともに記録してください。

2 関係機関への報告・相談と保護者との情報共有について

3 被害届の提出について

4 当該事案に関する当園の対応窓口について

5 当該事案に関する情報の管理について

Thank you!